

# 秋まつり

10/11(土)・12(日)

時間 10:00 ~ 15:00

場所 上野原縄文の森  
体験広場

縄文村の秋祭り。  
楽しいステージ  
パフォーマンスあり、  
縄文体験あり、  
美味しくて人気の  
縄文料理もあります。  
自然いっぱいの縄文の森で  
秋を楽しんでみませんか。

秋だ!  
まつりだ!

!?

- ステージパフォーマンス**
- 10/11(土)
    - ・浄光保育園「浄光太鼓」(10:30~)
    - ・薩摩剣士隼人(11:00~/13:30~)
  - 10/12(日)
    - ・バルーンパフォーマー・ピッピ(10:30~/12:30~)
    - ・国分中央高校ダンス部 & 松永たろうバンド(11:15~)
- 両日**
- ・火おこし大会(11日 12:30~ 12日 13:30~)
  - ・土器の重さ当てクイズ結果発表及びお楽しみ抽選会(14:30~)



**土器の重さ当てクイズ**

10:00 ~ 13:30  
(展示館)

**屋台村**

- ・どんぐりうどん
- ・くん製肉・くん製卵
- ・石蒸し芋・焼きそば
- ・お弁当 ほか



**縄文体験**

- ・火おこし
- ・ミニチュア石斧作り(新メニュー)
- ・弓矢作り
- ・アクセサリー作り

**[日替わり体験]**

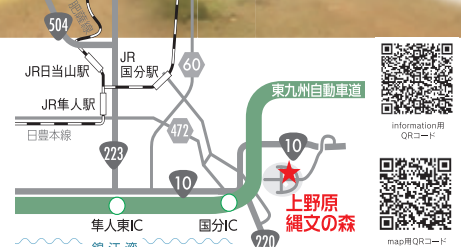
11日

- ・お絵かき土器
- ・土器作り

12日

- ・竹細工(かに)
- ・縄文ぬりえ

公益財団法人 鹿児島県文化振興財団  
**上野原縄文の森**  
〒899-4318 鹿児島県霧島市国分上野原縄文の森1番1号  
TEL 0995-48-5701  
URL <http://www.jomon-no-mori.jp>



**無料送迎バス時刻表**  
※定員45名程度

国分駅	縄文の森
① 9:30 発	① 11:10 発
② 10:40 発	② 12:20 発
③ 11:40 発	③ 13:20 発
④ 12:50 発	④ 14:25 発
⑤ 13:50 発	⑤ 15:35 発

## ステージパフォーマンス

10/11 [土]	10/12 [日]
10:30～ 浄光保育園「浄光太鼓」	10:30～ バルーンパフォーマー・ピッピ
11:00～ 薩摩剣士隼人	11:15～ 国分中央高校ダンス部 & 松永たろうバンド
12:30～ 火おこし大会	12:30～ バルーンパフォーマー・ピッピ
13:30～ 薩摩剣士隼人	13:30～ 火おこし大会
14:30～ 土器の重さ当てクイズ結果発表 受付：10:00～13:30(展示館) お楽しみ抽選会	14:30～ 土器の重さ当てクイズ結果発表 受付：10:00～13:30(展示館) お楽しみ抽選会

**体験活動** [縄文体験] 火おこし, 美海真珠, ミニチュア石斧作り, 弓矢作り, アクセサリー作り  
[日替わり体験] 11日: お絵かき土器, 土器作り  
12日: 竹細工(かに), 縄文ぬりえ

※15:00 体験チケット販売終了  
15:30 体験終了

青少年研修センター (10月11日のみ)  
どんぐり工作  
木の工芸

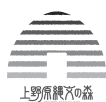
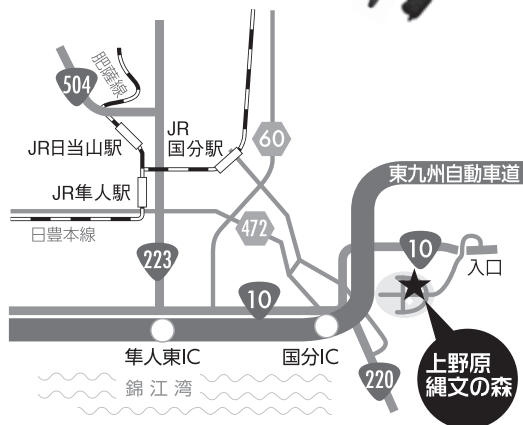
**屋台村** どんぐりうどん, くん製肉, くん製卵, 石蒸し芋  
焼きそば, お弁当 ほか

**秋の市** 花の苗などの販売  
高校生スイーツ (10月11日のみ)  
「霧島ビスコッティ」ほか販売と  
霧島茶のおもてなし  
霧島高校 総合学科



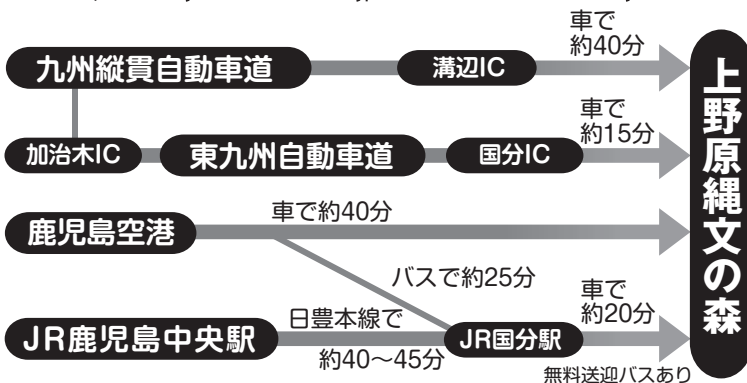
展示館にて開催中!

新発見!  
**かごしまの遺跡 2014**  
～発掘速報展～



公益財団法人 鹿児島県文化振興財団  
**上野原縄文の森**

〒899-4318 霧島市国分上野原縄文の森1番1号 TEL: 0995-48-5701 FAX: 0995-48-5704  
URL: <http://www.jomon-no-mori.jp> E-mail: [uenohara@jomon-no-mori.jp](mailto:uenohara@jomon-no-mori.jp)



【開園時間】 午前9時～午後5時  
(展示館入館は午後4時30分まで)

【休園日】 毎週月曜日(休日にあたるときは、その翌日)  
12/30～1/1 [臨時休園 2/15～2/19]  
(1/2～3, 4/29～5/5, 8/13～15は無休)

【利用料金】 (団体は20名以上)  
個人: 小・中学生/150円 高・大学生/210円 大人/310円  
団体: 小・中学生/120円 高・大学生/160円 大人/240円  
(県内の学校が教育課程等に基づき学習活動の一環として利用するとき等は減免措置有り)